

治水特別会計平成14年度財務書類

国土交通省河川局

目 次

1. 治水特別会計全体の業務等についての情報	-----	1
2. 治水勘定	-----	5
(1) 治水勘定の業務等についての情報	-----	6
(2) 貸借対照表	-----	7
(3) 業務費用・財源計算書	-----	8
(4) 区別収支計算書	-----	9
(5) 平成14年度注記・附属明細書・参考情報	-----	10
・注記		
・附属明細書		
・参考情報		
3. 治水勘定平成14年度決算連結財務書類	-----	17
(1) 連結貸借対照表	-----	18
(2) 連結業務費用・財源計算書	-----	19
(3) 連結区別収支計算書	-----	20
(4) 注記	-----	21
4. 特定多目的ダム建設工事勘定	-----	22
(1) 特定多目的ダム建設工事勘定業務等についての情報	-----	23
(2) 貸借対照表	-----	24
(3) 業務費用・財源計算書	-----	25
(4) 区別収支計算書	-----	26
(5) 平成14年度注記・附属明細書・参考情報	-----	27
・注記		
・附属明細書		
・参考情報		
5. 治水特別会計勘定合算財務書類	-----	32
(1) 勘定合算貸借対照表	-----	33
(2) 勘定合算業務費用・財源計算書	-----	34
(3) 勘定合算区別収支計算書	-----	35

治水特別会計全体の業務等についての情報

1. 治水特別会計の設置目的

治水事業で国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事並びに治水事業で都道府県知事等が施行するものに係る負担金又は補助金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、昭和35年に設置されたものである。

- ・根拠条文：治水特別会計法（昭和35年 法律第40号）

（設置）

第一条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号。以下「法」という。）第三条に規定する治水事業七箇年計画の実施に伴い、法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で国が施行するもの（以下「直轄治水事業」という。）及び同条第二項第四号に規定する工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

※注：本条は、平成15年3月31日に改正されている。

2. 治水特別会計の特質

治水特別会計は、国が施行する治水事業の実施に係る経理を明確にすることが目的であることから、原則として、地方単独事業を除く、北海道、沖縄、離島、その他の河川事業、河川総合開発事業、砂防事業等の経費は、すべてこの特別会計の歳出として計上される。

なお、当特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、一般会計の財産に帰属することになる。

3. 治水特別会計が経理している業務概要

一般会計からの受入のほか、地方公共団体負担金や電気事業者等負担金等を財源とし、河川、砂防及び多目的ダムの建設工事に関する事業等を実施している。

治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定とに区分して経理することとしている。

※ 特定多目的ダムとは

国土交通大臣が自ら新築するダムで、治水目的のほか、発電、水道又は工業用水

道の用（特定用途）に供されるものをいい、建設に要する費用は、国、地方公共団体及び上記の用途に使用するダム使用権の設定予定者等によって負担される。

○治水勘定

- (1) 河川、砂防、地すべりに関する事業で、
 - ① 国が施行するもの（直轄治水事業）
 - ② 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの
 - ③ 地方公共団体が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの
 - ④ 水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第107号）第13条の規定による無利子の貸付け
- (3) 河川、砂防、地すべりに関する事業の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で、独立行政法人土木研究所が実施し、かつ、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するもの
- (4) 国が施行する災害復旧事業等に係る事務費

○特定多目的ダム建設工事勘定

多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事

・根拠条文：治水特別会計法（昭和35年 法律第40号）

（設置）

第一条

- 2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。
 - 一 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び同号に規定する多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）
 - 二 法第二条第二項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下この号において「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下この号において「港湾隣接地域」という。）及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この号において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十

七号) 第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域(港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。)の管理(災害復旧事業等を除く。)に関する政令で定める事務

三 法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び同条第二項第一号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四 法第二条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

五 法第二条第二項各号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三条の規定による無利子の貸付け

六 法第二条第四項に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

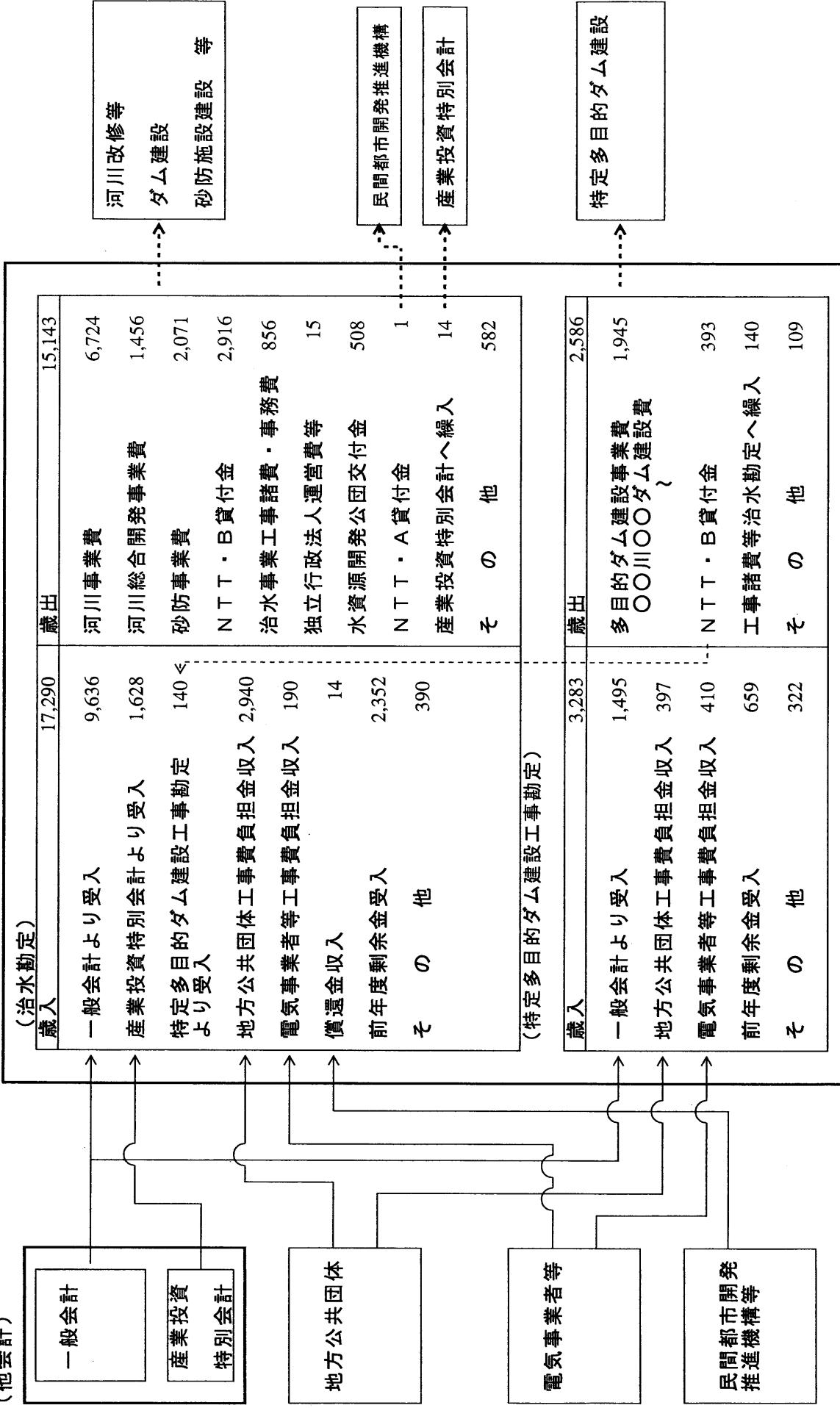
※注：本条は、平成15年3月31日に改正されている。

(勘定区分)

第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

治水特別会計の仕組み（平成14年度決算）
(単位：億円)

(他会計)



治水勘定

治水特別会計治水勘定の業務等についての情報

1. 治水特別会計治水勘定の設置目的

治水事業で国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事並びに治水事業で都道府県知事等が施行するものに係る負担金又は補助金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、昭和35年に設置されたものである。

・根拠条文：治水特別会計法（昭和35年 法律第40号）

（勘定区分）

第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

2. 治水特別会計治水勘定が経理している業務概要

（1）河川、砂防、地すべりに関する事業で、

① 国が施行するもの（直轄治水事業）

② 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事
で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの

③ 地方公共団体が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補
助するもの

④ 水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの

（2）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法
律第107号）第13条の規定による無利子の貸付け

（3）河川、砂防、地すべりに関する事業の施行に必要な土木に係る建設技術に関する
調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で、独立行政法人土木研究所
が実施し、かつ、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するもの

（4）国が施行する災害復旧事業等に係る事務費

治水特別会計 治水勘定 貸借対照表

(単位:百万円)

		前会計年度 本会計年度 (14年3月31日) (15年3月31日)		前会計年度 本会計年度 (14年3月31日) (15年3月31日)	
<資産の部>		<負債の部>			
現金・預金	235,225	214,768	未払金	40,620	41,298
未収金	5,509	6,508	保管金等	12	131
前払費用	44	44	前受金	2,315	2,355
貸付金	17,672	66,769	賞与引当金	2,743	2,967
一般会計繰入未収金	92,841	211,120	貸付金財源受入金	23,739	66,863
その他の債権	6,129	3,337	退職給付引当金	126,484	121,774
貸倒引当金	△ 1	△ 2	産業投資特別会計繰戻未済金	92,841	211,120
有形固定資産	255,561	247,149	負債合計	288,756	446,511
土地	67,214	68,153	<資産・負債差額の部>		
立木竹	114	115	基準時資産・負債差額	328,443	328,443
建物	50,915	51,281	業務費用・財源差額累計	△ 7,342	△ 28,613
工作物	29,540	29,822	資産評価差額	7,948	7,948
物品	100,410	90,968	資産・負債差額合計	329,049	307,778
船舶	2,078	2,117	負債及び資産・負債差額合計	617,806	754,290
建設仮勘定	5,287	4,689			
無形固定資産	3,698	3,470			
出資金	1,124	1,124			
資産合計	617,806	754,290			

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計 治水勘定 業務費用・財源計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日	本会計年度 自 14年4月 1日 至 15年3月31日
I 業務費用	1,588,227	1,467,402
直轄治水事業業務費用	913,905	874,213
受託工事業務費用	19,801	16,105
附帯工事業務費用	8,322	6,358
人件費	77,288	73,984
賞与引当金増加額	△ 23	224
退職給付引当金増加額	△ 2,665	△ 4,710
貸倒引当金増加額	0	1
補助金等	538,170	469,339
施設整備費	553	544
減価償却費	19,998	19,995
その他支出	12,877	11,346
II 本年度受入財源等	1,582,427	1,446,130
地方公共団体工事費負担金収入	326,273	294,063
電気事業者等工事費負担金収入	18,915	18,816
受託工事収入	20,847	17,286
附帯工事収入	9,902	5,732
利子収入	0	0
その他収入	12,233	14,357
一般会計からの受入	1,085,211	963,625
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	16,203	13,970
産業投資特別会計からの受入	92,841	118,278
本年度業務費用・財源差額	△ 5,799	△ 21,271
前年度末業務費用・財源差額累計	△ 1,542	△ 7,342
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 7,342	△ 28,613

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計 治水勘定 区別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日	本会計年度 自 14年4月 1日 至 15年3月31日
I 業務収支		
治水事業等業務支出	△ 1,580,826	△ 1,502,053
直轄治水事業費	△ 911,511	△ 874,605
人件費	△ 77,281	△ 73,984
補助金等	△ 540,925	△ 468,329
受託工事費	△ 19,801	△ 16,105
附帯工事費	△ 8,322	△ 6,358
施設整備費	△ 553	△ 544
その他業務支出	△ 22,430	△ 62,126
地方公共団体工事費負担金収入	322,911	289,974
電気事業者等工事費負担金収入	18,872	18,775
受託工事納付金収入	21,243	18,067
附帯工事費負担金収入	8,183	7,551
一般会計からの受入	1,078,073	957,079
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	16,203	13,970
償還金収入	1,146	1,352
前年度剩余金受入	<u>236,238</u>	<u>235,193</u>
小計	122,046	39,911
利子の受取額	0	0
雑収入	6,220	12,399
その他現金・預金	<u>12</u>	<u>131</u>
業務収支	<u>128,279</u>	<u>52,442</u>
II 施設整備収支		
施設整備による支出	△ 10,813	△ 10,962
資産売払収入	626	923
一般会計からの受入	7,137	6,545
地方公共団体工事費負担金収入	3,362	4,089
電気事業者等工事費負担金収入	253	264
前年度剩余金受入	22	19
雑収入	38	44
施設整備収支	<u>626</u>	<u>923</u>
III 財務収支		
産業投資特別会計からの受入	107,466	162,755
産業投資特別会計へ繰入	<u>△ 1,146</u>	<u>△ 1,352</u>
財務収支	<u>106,319</u>	<u>161,403</u>
本年度収支	235,225	214,768
その他現金・預金	12	131
翌年度歳入繰入	235,212	214,637

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

平成 14 年度注記・附属明細書・参考情報

注記事項

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費(維持管理に係るものを除く)の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費(維持管理に係るものを除く)の比率で按分した額を計上している。

ソフトウェアについては、過去(5年間)の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② 引当金(恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く。)の計上基準、計算方法

○貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金債権については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

○賞与引当金

6月支給の期末手当、勤勉手当につき、それぞれ3月31日に対応する部分(期末手当3月分、勤勉手当12~3月分)を計上している。

○退職給付引当金

勤続年数別の職員数に各平均給与及び勤続年数に基づく支給率(自己都合退職の支給率)を乗じて算出し計上することとし、各勘定の人員比に応じた額を算出し計上している。

③ その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○公用用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公用用財産(堤防等)は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公用用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公用用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

施設整備収支については、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 偶発債務等

(単位:百万円)			
名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成13年(ワ)第201号 阿武隈川河川工事損害賠償請求事件	18	福島地裁 平成13年(ワ)第201号	平成13年4月18日提訴 現在審理中
平成14年(ワ)第2779号 損害賠償等請求反訴事件	1,500	東京地裁 平成14年(ワ)第2779号	平成14年6月3日提訴 現在審理中
合 計	1,518		

(2) 国庫債務負担行為による負担額

平成14年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 190,736百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各特別会計固有の表示科目

○一般会計繰入未収金

「治水特別会計法」附則第34項の規定に基づき、一般会計から繰り入れることとなっている額

○産業投資特別会計繰戻未済金

「治水特別会計法」附則第33項の規定に基づき、産業投資特別会計から繰り入れることとなっている額

③ 「他会計(勘定)からの受入」及び「他会計(勘定)への繰入」の内容

○一般会計からの受入

直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第1項の規定による一般会計からの受入

○特定多目的ダム建設勘定からの受入

多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入

○産業投資特別会計からの受入

直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による産業投資特別会計からの受入

○産業投資特別会計への繰入

「治水特別会計法」附則第9項の規定に基づき貸付金の償還金に相当する金額を産業投資特別会計へ繰入

④ 歳出予算の繰越等

○ 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額	530,693 百万円
---------	-------------

繰越に見合って受け入れられた財源の額	229,477 百万円
--------------------	-------------

○ 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額	474,585 百万円
---------	-------------

繰越に見合って受け入れられた財源の額	202,183 百万円
--------------------	-------------

○ 繰越の調整(本年度業務費用・財源差額から、本年度の繰越見合財源を控除し、前年度の繰越見合財源の加算)を行った後の業務費用・財源差額の金額

6,022 百万円

附 屬 明 細 書

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

(単位:百万円)

内 容	相手先	本年度末残高
消費税還付金	一般会計国税収納整理基金	6,380
公共事業受益者等負担金債権	企業	5
不動産売払代債権	個人	-
物件貸付料債権	個人	0
費用弁償金債権	企業等	40
返納金債権	個人等	35
延滞金債権	個人	0
損害賠償金債権	企業等	37
利息債権	企業等	6
受託事業費債権	地方公共団体等	2
計		6,508

一般会計繰入未収金	一般会計	211,120
-----------	------	---------

② 固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産	土地	67,214	3,743	2,803	-	68,153
	立木竹	114	2	1	-	115
	建物	50,915	3,549	643	2,539	51,281
	工作物	29,540	3,761	634	2,844	29,822
	物品	100,410	26,570	22,809	13,202	90,968
	船舶	2,078	398	58	301	2,117
	計	250,273	38,025	26,950	18,888	242,459
無形固定資産	地上権	0	0	0	-	0
	特許権等	25	-	-	-	25
	電話加入権	361	13	-	-	374
	小計	388	13	0	-	401
	ソフトウェア	3,310	864	-	1,106	3,069
	計	3,698	878	0	1,106	3,470
合 計	253,972	38,903	26,951	19,995	-	245,929

③ 貸付金の明細

(単位:百万円)

種 類	貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
水資源開発公団収益回収債還時貸付金	水資源開発公団	670	-	83	587
河川事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	1,200	125	71	1,253
河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	867	-	18	849
砂防事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	26	-	26	-
河川事業資金収益回収債還時貸付金	民間都市開発推進機構	4,666	-	580	4,086
河川総合開発事業資金収益回収債還時貸付金	民間都市開発推進機構	573	-	68	504
砂防事業資金収益回収債還時貸付金	民間都市開発推進機構	1,200	-	503	697
河川改修資金貸付金	地方公共団体	2,370	20,615	-	22,986
都市河川改修資金貸付金	地方公共団体	2,204	4,445	-	6,650
準用河川改修資金貸付金	地方公共団体	58	227	-	286
河川総合開発事業資金貸付金	地方公共団体	524	4,808	-	5,332
治水ダム建設事業資金貸付金	地方公共団体	73	163	-	237
ダム周辺環境整備事業資金貸付金	地方公共団体	2	6	-	8
砂防事業資金貸付金	地方公共団体	1,512	12,463	-	13,975
地すべり対策事業資金貸付金	地方公共団体	230	1,752	-	1,982

(単位:百万円)

種類	貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
河川災害復旧等関連緊急事業資金貸付金	地方公共団体	13	197	-	210
河川激甚災害対策特別緊急事業資金貸付金	地方公共団体	798	626	-	1,425
床上浸水対策特別緊急事業資金貸付金	地方公共団体	12	237	-	250
統合河川整備事業事業資金貸付金	地方公共団体	632	4,163	-	4,796
堰堤改良資金貸付金	地方公共団体	15	275	-	290
特定緊急砂防事業資金貸付金	地方公共団体	18	231	-	250
特定緊急地すべり事業資金貸付金	地方公共団体	-	110	-	110
計		17,672	50,448	1,352	66,769

④ その他債権の明細

(単位:百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高
電気事業者等工事費負担金収入 電気事業者等工事費負担金収入 公共事業費受益者等負担金債権	地方公共団体等	1,609
附帯工事費負担金収入 附帯工事費負担金収入 公共事業費受益者等負担金債権	地方公共団体等	903
受託工事納付金収入 受託工事納付金収入 受託事業費債権	地方公共団体等	678
返納金債権	個人	139
損害賠償金債権	個人等	5
計	-	3,337

⑤ 出資金の明細

(単位:百万円)

出資金の増減の明細	出資先	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
	独立行政法人土木研究所治水勘定	855	-	-	-	-	-	855
	独立行政法人北海道開発土木研究所	269	-	-	-	-	-	269

出資金の純資産額等の明細										
出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計か らの出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額に よる算出額 (G=C*F)	貸借対照表 計上額	使用財務諸表
独立行政法人土木研究所治水勘定	855	1,244	421	823	855	855	100.00%	823	855	法定財務諸表
独立行政法人北海道開発土木研究所	269	9,623	2,187	7,435	7,599	269	3.54%	263	269	法定財務諸表

⑦ 未払金の明細

(単位:百万円)

内 容	相手先	本年度末残高
未払消費税	一般会計国税収納整理基金	-
補助率差額	地方公共団体	41,256
公務災害補償費	個人	18
児童手当	個人	23
計		41,298

⑧ その他の債務の明細

(単位:百万円)

債務の種類		相手先	本年度末残高
保管金等	契約保証金	-	131
前受金	受託及び附帯工事収納済繰越額	-	2,355

⑨ 資産評価差額の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	15,617	-	-	15,617	価格改定
立木竹	△ 4	-	-	△ 4	価格改定
建物	△ 6,850	-	-	△ 6,850	価格改定
工作物	△ 1,010	-	-	△ 1,010	価格改定
船舶	402	-	-	402	価格改定
地上権	△ 231	-	-	△ 231	価格改定
特許権	25	-	-	25	価格改定
計	7,948	-	-	7,948	

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の区分	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	415,222	地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助	無
委託費	地方公共団体	19	直轄で行う河川改修事業等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託	無
補助金	都市基盤整備公団	770	都市基盤整備公団が施行する建築物の敷地の整備又は宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る河川法による一級河川以外の河川の河川工事の事業費の一部補助	無
交付金	水資源開発公団	50,799	水資源開発公団が施行する特定施設の新築又は改築に要する費用のうち洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の交付	無
交付金	独立行政法人土木研究所	1,397	独立行政法人土木研究所の行う業務のうち「独立行政法人土木研究所法」第12条第1号に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金の交付	無
補助金	独立行政法人土木研究所	120	独立行政法人土木研究所が施行する研究施設の整備費の補助	無
計		468,329		

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた額について、平成15年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

貸付金財源受入額 277,984 百万円	×	新規発行10年国債利回り 0.700%	=	機会費用 1,945 百万円
-------------------------	---	------------------------	---	-------------------

② 公共用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価(新設改良費等)に定額法(耐用年数49年)により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	41,676,068	1,601,698	747	1,065,023	42,211,996
用地	14,519,113	537,274	4,490	-	15,051,897
公共用財産	56,195,181	2,138,972	5,237	1,065,023	57,263,893

(注) 1 地方公共団体(補助事業、単独事業)負担分を含む。

2 一般会計所管であるため、一般会計災害復旧等分を含む。

3 計数については「建設業務統計年報」等の数値を使用し推計した。

(単位:百万円)

治水勘定平成14年度決算連結財務書類

平成14年度 治水特別会計 治水勘定 連結貸借対照表

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
現金・預金	214,919	未払金	41,361
未収金	6,508	未払費用	15
前払費用	62	保管金等	133
貸付金	66,769	前受金	2,355
一般会計繰入未収金	211,120	賞与引当金	2,967
その他の債権	3,337	貸付金財源受入金	66,863
貸倒引当金	△ 2	退職給付引当金	121,972
有形固定資産	248,204	産業投資特別会計繰戻未済金	211,120
土地	68,153		
立木竹	115	負債合計	446,789
建物	51,812	資産・負債差額の部	
工作物	29,843	資産・負債差額	307,889
物品	91,472		
船舶	2,117		
建設仮勘定	4,689		
無形固定資産	3,490		
出資金	269		
資産合計	754,679	負債及び資産・負債差額合計	754,679

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

平成14年度 治水特別会計治水勘定連結業務費用・財源計算書

	百万円
I 業務費用	1,467,506
直轄治水事業業務費用	874,213
研究業務費用	884
受託工事業務費用	16,105
附帯工事業務費用	6,358
人件費	74,408
賞与引当金増加額	224
退職給付引当金増加額	△ 4,703
貸倒引当金増加額	1
補助金等	468,014
施設整備費	544
減価償却費	20,092
その他支出	11,362
II 本年度受入財源等	1,446,227
地方公共団体工事費負担金収入	294,063
電気事業者等工事費負担金収入	18,816
受託工事収入	17,286
附帯工事収入	5,732
利子収入	0
その他収入	14,454
一般会計からの受入	963,625
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	13,970
産業投資特別会計からの受入	118,278
本年度業務費用・財源差額	△ 21,278
前年度末業務費用・財源差額累計	△ 1,737
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 23,015

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

平成14年度 治水特別会計治水勘定連結区分別収支計算書

	百万円
I 業務収支	
治水事業等業務支出	△ 1,501,984
直轄治水事業費	△ 874,605
人件費	△ 74,403
補助金等	△ 466,812
受託工事費	△ 16,105
附帯工事費	△ 6,358
研究業務委託等支出	△ 615
施設整備費	△ 544
その他業務支出	△ 62,540
地方公共団体工事費負担金収入	289,974
電気事業者等工事費負担金収入	18,775
受託工事納付金収入	18,067
附帯工事費負担金収入	7,551
一般会計からの受入	957,079
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	13,970
償還金収入	1,352
前年度剰余金受入	235,193
小計	39,980
利息の受取額	0
雑収入	12,399
その他現金・預金	131
業務収支	52,510
II 施設整備収支	
施設整備による支出	△ 11,122
資産売払収入	923
一般会計からの受入	6,545
地方公共団体工事費負担金収入	4,089
電気事業者等工事費負担金収入	264
前年度剰余金受入	19
雑収入	44
施設整備収支	763
III 財務収支	
産業投資特別会計からの受入	162,755
産業投資特別会計へ繰入	△ 1,352
財務収支	161,403
本年度収支	214,677
その他現金・預金	131
翌年度歳入繰入	214,546

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

連 結 注 記 事 項

(1) 連結の範囲について

当特別会計が出資している独立行政法人土木研究所について連結対象とした。

独立行政法人土木研究所は、一般勘定、道路勘定、治水勘定の勘定区分を有し、このうち治水勘定と連結を行った。

連結対象法人	特別会計からの出資比率
独立行政法人土木研究所(治水勘定)	100%

(2) 連結に際して行った会計処理の修正について

独立行政法人土木研究所において負債計上されている資産見返勘定等については、資産・負債差額へ移し替えを行った。

特定多目的ダム建設工事勘定

治水特別会計特定多目的ダム建設工事勘定の業務等についての情報

1. 治水特別会計特定多目的ダム建設工事勘定の設置目的

治水事業で国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事並びに治水事業で都道府県知事等が施行するものに係る負担金又は補助金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、昭和35年に設置されたものである。

・根拠条文：治水特別会計法（昭和35年 法律第40号）

（勘定区分）

第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

2. 治水特別会計特定多目的ダム建設工事勘定が経理している業務概要

多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事について経理する。

※ 特定多目的ダムとは

国土交通大臣が自ら新築するダムで、治水目的のほか、発電、水道又は工業用水道の用（特定用途）に供されるものをいい、建設に要する費用は、国、地方公共団体及び上記の用途に使用するダム使用権の設定予定者等によって負担される。

治水特別会計 特定多目的ダム建設工事勘定 貸借対照表

(単位:百万円)

前会計年度 本会計年度 (14年3月31日) (15年3月31日)			前会計年度 本会計年度 (14年3月31日) (15年3月31日)		
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	65,900	69,660	保管金等	0	-
未収金	2	2	前受金	1,943	1,655
一般会計繰入未収金	11,787	32,918	産業投資特別会計繰戻未済	11,787	32,918
その他の債権	240	372			
有形固定資産	116,543	112,244			
土地	30,831	31,245			
立木竹	52	53			
建物	23,496	23,657			
工作物	13,619	13,743			
物品	46,617	42,460	負債合計	13,731	34,574
船舶	956	973	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	969	111	基準時資産・負債差額	194,862	194,862
無形固定資産	217	244	業務費用・財源差額累計	△ 17,487	△ 17,578
			資産評価差額	3,585	3,585
			資産・負債差額合計	180,960	180,869
資産合計	194,692	215,443	負債及び資産・負債差額合計	194,692	215,443

注)各計数は、百万円未満を切り捨てであるので、計において突合しない。

治水特別会計 特定多目的ダム建設工事勘定 業務費用・財源計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日	本会計年度 自 14年4月 1日 至 15年3月31日
I 業務費用	296,664	262,918
多目的ダム建設事業業務費用	258,458	229,516
工事諸費等治水勘定へ繰入	16,203	13,970
受託工事業務費用	9,291	9,809
施設整備費	729	720
減価償却費	8,387	8,351
その他支出	3,594	550
II 本年度受入財源等	291,858	262,827
地方公共団体工事費負担金収入	51,949	39,726
電気事業者等工事費負担金収入	47,988	40,990
受託工事収入	10,032	10,887
利子収入	0	0
その他収入	624	625
一般会計からの受入	169,475	149,465
産業投資特別会計からの受入	11,787	21,131
本年度業務費用・財源差額	△ 4,806	△ 91
前年度末業務費用・財源差額累計	△ 12,681	△ 17,487
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 17,487	△ 17,578

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計 特定多目的ダム建設工事勘定 区分別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日	本会計年度 自 14年4月 1日 至 15年3月31日
I 業務収支		
多目的ダム建設事業業務支出	△ 286,432	△ 253,820
多目的ダム建設事業費	△ 256,614	△ 228,769
工事諸費等治水勘定へ繰入	△ 16,203	△ 13,970
受託工事費	△ 9,291	△ 9,809
施設整備費	△ 729	△ 720
その他業務支出	△ 3,594	△ 550
地方公共団体工事費負担金収入	51,027	38,893
電気事業者等工事費負担金収入	47,136	40,130
受託工事納付金収入	10,737	10,467
一般会計からの受入	166,491	146,334
前年度剰余金受入	64,530	65,898
小計	53,490	47,904
利子の受取額	0	0
雑収入	346	218
その他現金・預金	0	-
業務収支	53,837	48,123
II 施設整備収支		
施設整備による支出	△ 4,760	△ 4,826
資産売払収入	275	406
一般会計からの受入	2,983	3,131
地方公共団体工事費負担金収入	922	833
電気事業者等工事費負担金収入	852	859
前年度剰余金受入	1	1
雑収入	0	0
施設整備収支	275	406
III 財務収支		
産業投資特別会計からの受入	11,787	21,131
財務収支	11,787	21,131
本年度収支	65,900	69,660
その他現金・預金	0	-
翌年度歳入繰入	65,900	69,660

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

平成14年度注記・附属明細書・参考情報

注　記　事　項

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費(維持管理に係るものを除く)の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費(維持管理に係るものを除く)の比率で按分した額を計上している。

ソフトウェアについては、過去(5年間)の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産(堤防等)は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

施設整備収支については、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 偶発債務等

○国庫債務負担行為による負担額

平成14年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 174,997百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 「他会計(勘定)からの受入」及び「他会計(勘定)への繰入」の内容

○一般会計からの受入

直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための、治水特別会計法第7条第1項の規定による
一般会計からの受入

○産業投資特別会計からの受入

直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の
活用による社会资本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による産業投資特別会計
からの受入

③ 歳出予算の繰越等

○ 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額	96,253 百万円
---------	------------

繰越に見合って受け入れられた財源の額	55,103 百万円
--------------------	------------

○ 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額	78,693 百万円
---------	------------

繰越に見合って受け入れられた財源の額	54,251 百万円
--------------------	------------

○ 繰越の調整(本年度業務費用・財源差額から、本年度の繰越見合財源を控除し、前年度の繰越見合
財源の加算)を行った後の業務費用・財源差額の金額

760 百万円

附 屬 明 細 書

○貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

(単位:百万円)

内 容	相手先	本年度末残高
損害賠償金債権	企業等	1
利息債権	企業等	0
計		2
一般会計繰入未収金	一般会計	32,918

② 固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産	土地	30,831	1,648	1,234	-	31,245
	立木竹	52	0	0	-	53
	建物	23,496	1,562	283	1,118	23,657
	工作物	13,619	1,656	279	1,252	13,747
	物品	46,617	11,698	10,042	5,813	42,460
	船舶	956	175	25	132	973
	計	115,573	16,742	11,866	8,316	112,133
無形固定資産	地上権	0	0	0	-	0
	特許権	11	-	-	-	11
	電話加入権	77	2	-	-	79
	小計	88	2	0	-	91
	ソフトウェア	129	58	-	34	152
	計	217	61	0	34	244
	合 計	115,791	16,803	11,866	8,351	112,377

③ その他債権の明細

(単位:百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高
受託工事納付金収入		
受託工事納付金収入	地方公共団体等	372
受託事業費債権		
損害賠償金債権	個人	0
計		372

④ その他の債務の明細

(単位:百万円)

区 分	相手先	本年度末残高
前受金	受託工事収納済額越額	1,655

⑤ 資産評価差額の明細

(単位:百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	7,048	-	-	7,048	価格改定
立木竹	△ 1	-	-	△ 1	価格改定
建物	△ 3,091	-	-	△ 3,091	価格改定
工作物	△ 456	-	-	△ 456	価格改定
船舶	181	-	-	181	価格改定
地上権	△ 106	-	-	△ 106	価格改定
特許権	11	-	-	11	価格改定
計	3,585	-	-	3,585	

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から改革推進公共投資多目的ダム建設事業等の財源として受け入れた額について、平成15年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

改革推進公共投資事業財源受入額 32,918 百万円	×	新規発行10年国債利回り 0.700%	=	機会費用 230 百万円
-------------------------------	---	------------------------	---	-----------------

② 公共用財産に関する情報

施設は、取得原価(新設改良費等)に定額法(耐用年数49年)により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

(単位:百万円)					
区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施 設	4,510,858	236,829	-	121,040	4,626,647
用 地	601,243	2,162	-	-	603,405
公共用財産	5,112,101	238,991	-	121,040	5,230,052

(注) 計数については、治水特別会計の前身である旧特定多目的ダム建設工事特別会計創設(昭和32年度)以降の決算等の数値を使用し推計した。

治水特別会計勘定合算財務書類

治水特別会計 勘定合算 貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (14年3月31日)	本会計年度 (15年3月31日)		前会計年度 (14年3月31日)	本会計年度 (15年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	301,126	284,429	未払金	40,620	41,298
未収金	5,511	6,510	保管金等	12	131
前払費用	44	44	前受金	4,258	4,010
貸付金	17,672	66,769	賞与引当金	2,743	2,967
一般会計繰入未収金	104,629	244,039	貸付金財源受入金	23,739	66,863
その他の債権	6,369	3,709	退職給付引当金	126,484	121,774
貸倒引当金	△ 1	△ 2	産業投資特別会計繰戻未済金	104,629	244,039
有形固定資産	372,104	359,394			
土地	98,046	99,398			
立木竹	166	168	負債合計	302,488	481,086
建物	74,411	74,939			
工作物	43,160	43,566	<資産・負債差額の部>		
物品	147,027	133,428	基準時資産・負債差額	523,306	523,306
船舶	3,035	3,091	業務費用・財源差額累計	△ 24,829	△ 46,192
建設仮勘定	6,257	4,801	資産評価差額	11,533	11,533
無形固定資産	3,916	3,714			
出資金	1,124	1,124	資産・負債差額合計	510,010	488,647
資産合計	812,499	969,733	負債及び資産・負債差額合計	812,499	969,733

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計 勘定合算 業務費用・財源計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日	本会計年度 自 14年4月 1日 至 15年3月31日
I 業務費用	1,884,892	1,730,321
直轄治水事業業務費用	913,905	874,213
多目的ダム建設事業業務費用	258,458	229,516
工事諸費等治水勘定へ繰入	16,203	13,970
受託工事業務費用	29,093	25,914
附帯工事業務費用	8,322	6,358
人件費	77,288	73,984
賞与引当金増加額	△ 23	224
退職給付引当金増加額	△ 2,665	△ 4,710
貸倒引当金増加額	0	1
補助金等	538,170	469,339
施設整備費	1,282	1,264
減価償却費	28,385	28,347
その他支出	16,471	11,896
II 本年度受入財源等	1,874,285	1,708,958
地方公共団体工事費負担金収入	378,223	333,789
電気事業者等工事費負担金収入	66,903	59,807
受託工事収入	30,879	28,173
附帯工事収入	9,902	5,732
利子収入	0	0
その他収入	12,857	14,983
一般会計からの受入	1,254,686	1,113,091
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	16,203	13,970
産業投資特別会計からの受入	104,629	139,410
本年度業務費用・財源差額	△ 10,606	△ 21,362
前年度末業務費用・財源差額累計	△ 14,223	△ 24,829
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 24,829	△ 46,192

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計 勘定合算 区別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日	本会計年度 自 14年4月 1日 至 15年3月31日
I 業務収支		
治水事業等業務支出	△ 1,580,826	△ 1,502,053
直轄治水事業費	△ 911,511	△ 874,605
人件費	△ 77,281	△ 73,984
補助金等	△ 540,925	△ 468,329
受託工事費	△ 19,801	△ 16,105
附帯工事費	△ 8,322	△ 6,358
施設整備費	△ 553	△ 544
その他業務支出	△ 22,430	△ 62,126
多目的ダム建設事業業務支出	△ 286,432	△ 253,820
多目的ダム建設事業費	△ 256,614	△ 228,769
工事諸費等治水勘定へ繰入	△ 16,203	△ 13,970
受託工事費	△ 9,291	△ 9,809
施設整備費	△ 729	△ 720
その他業務支出	△ 3,594	△ 550
地方公共団体工事費負担金収入	373,938	328,867
電気事業者等工事費負担金収入	66,008	58,906
受託工事納付金収入	31,981	28,535
附帯工事費負担金収入	8,183	7,551
一般会計からの受入	1,244,565	1,103,414
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	16,203	13,970
償還金収入	1,146	1,352
前年度剩余金受入	300,768	301,092
小計	175,536	87,816
利子の受取額	0	0
雑収入	6,567	12,617
その他現金・預金	12	131
業務収支	182,117	100,565
II 施設整備収支		
施設整備による支出	△ 15,574	△ 15,789
資産売払収入	901	1,329
一般会計からの受入	10,120	9,676
地方公共団体工事費負担金収入	4,284	4,922
電気事業者等工事費負担金収入	1,105	1,124
前年度剩余金受入	23	20
雑収入	39	45
施設整備収支	901	1,329
III 財務収支		
産業投資特別会計からの受入	119,253	183,886
産業投資特別会計へ繰入	△ 1,146	△ 1,352
財務収支	118,107	182,534
本年度収支	301,126	284,429
その他現金・預金	12	131
翌年度歳入繰入	301,113	284,297

注)各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。